

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度の
一部改正に係る意見募集の結果について

平成30年3月27日

関東運輸局自動車交通部旅客第二課

関東運輸局では、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日関東運輸局長公示）」の一部改正について、下記のとおり、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、1件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する関東運輸局の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表致します。

今回の意見の募集に当たり、皆さまのご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施方法

- ①募集期間：平成30年2月23日（金）～平成30年3月25日（日）
- ②周知方法：関東運輸局ホームページ
- ③意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. ご意見数

1件

3. お問い合わせ先

関東運輸局自動車交通部旅客第二課 パブリックコメント担当

045-211-7246

パブリックコメントの意見及び関東運輸局の考え方

Ⅲ. 通達案への意見・回答		
意見	件数	回答
今回の改正を行った場合、大型車から普通車への表示等の変更が生じ、作業等の準備期間が必要となることや、各社の車両代替計画にも大きく影響してくるため、施行は各社の代替計画に合わせた実施が認められるようご配慮をお願いしたい。	1	ご意見にあるように各社の代替計画に合わせた実施を認めることとした場合には、同じ事業者の同じ車種で表示が異なるなど利用者の混乱を招く恐れがあり適切ではないと考えますが、今回の改正の施行については、次期運賃改定時としており、運賃改定を実施するまで、相当程度の期間が見込まれることから、事業者の負担も軽減されるものと考えます。